

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に関する Q&A

2023 年 10 月 30 日現在（更新項目は黄色で表示）

目次

I. 制度概要	頁
1. 特別利子補給制度とはどのような制度ですか。	1
II. 申請内容に変更が生じた場合	頁
1. 申請書類に記入した内容に変更がありました。どのような手続きが必要ですか。	1
2. 特別利子補給の対象貸付の債務者が変更になりました。どのような手続きが必要ですか。	1
3. 申請内容に変更が生じた場合、「申請内容変更届」および「助成対象者変更申請書」はどのように入手できますか。	2
4. 個人事業主が法人成りした場合であっても「様式 12 変更申請書」を提出する必要がありますか。	2
5. 債務者変更について申請書の提出が必要だと連絡がありましたが、提出を忘れていました。提出期限はありますか。	2
6. 「様式 11 申請内容変更届」の申請者欄は、いつ時点の情報を記入すればよいですか。	2
7. 「様式 11 申請内容変更届」及び「様式 12 変更申請書」に交付決定通知書の発行日を記入する欄がありますが、発行日がわかりません。	2
8. 助成金の交付を受けた後、破産手続きが開始となりました。どのような手続きが必要ですか。	3
III. 助成金額が確定した場合	頁
1. 「助成金確定通知書」が届きました。何か手続きが必要ですか。	3
IV. 追加交付が発生した場合	頁
1. 「確定兼追加交付通知書」が届きました。何か手続きが必要ですか。	3
2. 追加の交付金はどのような名称で振り込まれますか。	3

3. 追加の交付金はいつ振り込まれますか。	3
4. 追加した交付金はいくらになりますか。	4
V. 助成金の返還手続きについて	頁
1. 「返還のご案内」が届きました。書類の内容について教えてください。	4
2. 「返還のご案内」が届きました。いつまでに振り込めばよいですか。	4
3. 「返還のご案内」により振込手続きを行った後に、「交付決定通知書」で特別利子補給助成金が相殺支給され、返還が完了していたことに気づきました。どのような手続きが必要ですか。	4
4. 「返還のご案内」の金額より多く振り込んでしまいました。どうすればよいですか。	4
5. 返還金はいくらになりますか。	4
6. 依頼人名の前に整理番号を入力のうち振り込むように記載がありますが、入力できません。どうすればよいですか。	4
7. 「特別利子補給助成金確定通知 兼 返還請求書」が届きました。書類の内容について教えてください。	5
8. 「特別利子補給助成金確定通知 兼 返還請求書」が届きました。返還金はどのような方法で納付すればよいですか。	5
9. 「特別利子補給助成金返還請求及び延滞金納付書」が届きました。指定納付日以外に返還をしたいのですが、どうすればよいですか。	5
VI. その他	頁
1. 特別利子補給制度により特別貸付等に係る利子相当額の助成金を一括で交付を受けた場合、会計上はどのように取り扱えばよいですか。	5
VII. 問合せ先	頁
1. 特別利子補給制度の問合せ先を教えてください。	6

I. 制度概要

I-1 特別利子補給制度とはどのような制度ですか。

公的金融機関による新型コロナ特別貸付に対して支払う最長3年間分の利子相当額を一括で助成する制度です。

助成金（利子補給金）の交付を受け、その助成金を利子の支払いに充てることで、貸付を受けた日から最長3年間は実質的に無利子となります。

受領した助成金（利子補給金）は当該貸付に係る利子の支払いに充ててください。

なお、助成対象終了後、交付された助成金と実際に支払った利子額に差が生じた場合は、追加交付または助成金の返還により精算することになります。

II. 申請内容に変更が生じた場合

II-1 申請書類に記入した内容に変更がありました。どのような手続きが必要ですか。

申請内容に以下のいずれかの変更があった場合は、速やかに、事務局に対して「申請内容変更届」をご提出ください。

- ・ 氏名、商号又は名称を変更した場合
- ・ 法人である場合における代表者を変更した場合
- ・ 住所、電話番号又はメールアドレスを変更した場合

助成金の振込先口座に変更があった場合は、特別利子補給制度ホームページに掲載されている「様式 11 別紙（振込先口座の変更）」を、「申請内容変更届」と併せて事務局までご提出ください。

詳細は特別利子補給制度ホームページに掲載されている「助成金活用の手引き」をご確認ください。

<お問合わせ先>

0570-060515（平日9時～17時）

<書類送付先>

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-2-1新大手町ビル1階 株式会社 JTB 東京中央支店内
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 宛

II-2 特別利子補給の対象貸付の債務者が変更になりました。どのような手続きが必要ですか。

助成対象者の変更にあたりますので、速やかに、事務局に対して「助成対象者変更申請書」をご提出ください。

詳細は特別利子補給制度ホームページに掲載されている「助成金活用の手引き」をご確認ください。

<お問い合わせ先>

0570-060515（平日9時～17時）

<書類送付先>

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-2-1新大手町ビル1階 株式会社JTB東京中央支店内
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 宛

II-3 申請内容に変更が生じた場合、「申請内容変更届」および「助成対象者変更申請書」はどのように入手できますか。

特別利子補給制度ホームページに掲載されています。

- ・「様式11 申請内容変更届」
- ・「様式11 別紙（振込先口座の変更）」
- ・「様式12 助成対象者変更申請書」

特別利子補給制度
ホームページ

<https://tokubetsu-riho.jp>

特別利子補給金



II-4 個人事業主が法人成りした場合であっても「様式12 変更申請書」を提出する必要がありますか。

助成を受けている個人事業主が法人に変更した場合は、「様式12 変更申請書」のご提出が必要となります。詳細は、「助成金活用の手引き」をご参照ください。

II-5 債務者変更について申請書の提出が必要だと連絡がありましたが、提出を忘れていました。提出期限はありますか。

事務局から変更申請書提出を要請した日から30日を経過してもなお、変更申請書の提出がない場合、助成対象となる貸付は債務者変更の日に完済したものとみなし、利子補給金の額が確定いたします。30日を経過していない場合は、速やかにご提出をお願いいたします。

II-6 「様式11 申請内容変更届」の申請者欄は、いつ時点の情報を記入すればよいですか。

申請者欄には現在（変更後）の情報をご記入ください。

ホームページには記入時の注意点を掲載していますので、その他記入事項含め、参考にしてください。

II-7 「様式11 申請内容変更届」及び「様式12 変更申請書」に交付決定通知書の発行日を記入する欄がありますが、発行日がわかりません。

発行日がわからない場合は、未記入のままご提出ください。

II-8 助成金の交付を受けた後、破産手続きが開始となりました。どのような手続きが必要ですか。

交付対象者が破産手続きを開始した場合は、破産手続開始通知等の書面を事務局に郵送してください。書面到着後、事務局は手続きいたします。

このほか、法の定めにより対象貸付に係る利子の支払いが不能になった場合は、利子の支払いが不能になったことを証明する書面を事務局に郵送してください。

なお、法の定めによって対象貸付の利子の支払いが不能になる例は、以下のとおりです。

- ・破産法に基づく破産手続開始決定
- ・民事再生法に基づく再生手続開始決定
- ・会社更生法に基づく更生手続開始決定
- ・会社法に基づく特別清算の開始決定

<書類送付先>

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-2-1新大手町ビル1階 株式会社 JTB 東京中央支店内
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 宛

III. 助成金額が確定した場合

III-1 「助成金確定通知書」が届きました。何か手続きが必要ですか。

助成が終了し、金融機関に支払った利子額と助成金の交付額（3年分の利子相当額）に差異が生じなかった方に「助成金確定通知書」を送付しています。特にお手続きは必要ありません。

IV. 追加交付が発生した場合

IV-1 「確定兼追加交付通知書」が届きました。何か手続きが必要ですか。

交付した助成金額が確定金額を下回った場合、「確定兼追加交付通知書」お送りしております。後日、申請書に当初記入された口座へお振込みいたします。口座情報に変更が生じている場合には、速やかに、通知書に記載の事務局連絡先へ連絡してください。

IV-2 追加の交付金はどのような名称で振り込まれますか。

「リシホキユウジムキヨク」の名称でお振込みいたします。

IV-3 追加の交付金はいつ頃振り込まれますか。

「確定兼追加交付通知書」送付後、約1ヶ月程度お時間をいただいております。

Ⅳ-4 追加交付の金額はいくらになりますか。

追加交付の金額については「確定兼追加交付通知書」記載の「2. 特別利子補給助成金の追加交付額」にてご確認ください。

V. 助成金の返還手続きについて

V-1 「返還のご案内」が届きました。書類の内容について教えてください。

助成金の対象貸付が繰上げ完済または借換によって消滅した場合、本利子補給は終了となります。

このとき、金融機関に支払った利子額より多くの助成金（3年分の利子相当額）の交付を受けていた方に対して、事務局は「返還のご案内」を送付しています。

「返還のご案内」を受領された方は、記載のとおり、ご返還のお手続きをお願いします。

V-2 「返還のご案内」が届きました。いつまでに振り込めばよいですか。

お早めにご返還をお願いします。

なお、一定期間を過ぎても返還金の振込が確認できない場合、納付期限を記載した「確定通知兼返還請求書」を送付いたします。請求書の納付期限が過ぎますと延滞金（納付期限の翌日から納付日までの日数に応じて、未納付の額につき年10.95%の割合を乗じて計算した額）が発生しますので、ご注意ください。

V-3 「返還のご案内」により振込手続きを行った後に、「交付決定通知書」で特別利子補給助成金が相殺支給され、返還が完了していたことに気づきました。どのような手続きが必要ですか。

お手続きは不要です。「返還のご案内」により振込いただいた金額をご返金致します。なお、お手続きには約2~3ヶ月かかる可能性があります。

V-4 「返還のご案内」の金額より多く振り込んでしまいました。どうすればよいですか。

「返還のご案内」に記載されている金額を超過した金額については、後日、返金致します。なお、この手続きには約2~3ヶ月かかる可能性があります。

V-5 返還額はいくらになりますか。

返還額については、「返還のご案内」に記載の「返還が必要となった額」にてご確認ください。

V-6 依頼人名の前に整理番号を入力するうえ振り込むように記載がありますが、入力できません。どうすればよいですか。

ご依頼人名の前に整理番号を入力することが困難である場合、整理番号をご入力いただく必要はございません。なお、後日、事務局からご入金確認のお電話をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

V-7 「特別利子補給助成金確定通知 兼 返還請求書」が届きました。書類の内容について教えてください。

事務局より送付した「返還のご案内」(V-1を参照)に基づく返還金のお振込みが無かった方に対して、「特別利子補給助成金確定通知 兼 返還請求書」を送付しています。

「特別利子補給助成金確定通知 兼 返還請求書」を受領された方は、記載されている納付期限までに、ご返還のお手続きをお願いします。

納付期限までに返還金を納付されなかった場合は、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金が発生しますので、ご注意ください。

V-8 「特別利子補給助成金確定通知 兼 返還請求書」が届きました。返還金はどのような方法で納付すればよいですか。

返還金の納付は指定の金融機関口座へ振込をお願いします。

恐れ入りますが、振込手数料は振込人負担でお願いします。

V-9 「特別利子補給助成金返還請求及び延滞金納付書」が届きました。指定納付日以外に返還をしたいのですが、どうすればよいですか。

「書類送付のご案内」に記載の問合せ先にご連絡ください。振込希望日の延滞金をお伝えいたします。

VI. その他

VI-1 特別利子補給制度により特別貸付等に係る利子相当額の助成金を一括で交付を受けた場合、会計上はどのように取り扱えばよいですか。

特別利子補給制度は、特別貸付等に係る利子を実質的に最長3年間無利子化することを目的とするものであり、本制度に基づく助成金は、交付を受けた時点では助成額は確定しておらず、支払利子が発生する都度、その助成額が確定する（収益が確定する）というものです。

このため、当該助成金を最長3年間分一括で交付を受けたとしても、その交付を受けた事業年度に一括で収益として計上するのではなく、当該事業年度の支払利子（費用）の発生に合わせて、同額を「利子補助分」として収益に計上することとなります。

なお、交付を受けた助成金は、その全額を「前受金」等として計上し、その後の「利子補助分」の収益計上に合わせて取り崩していくこととなります。

また、例えば、特別貸付等の中途において借入期間を2年から3年に延長するなどの条件変更等があったことにより、交付を受けた助成金に不足が生ずる場合がありますが、この場合は、不足分の助成金については後日、追加で交付を受けることになっております。このような場合の経理処理についても、上記と同様に支払利子（費用）の発生に合わせて同額を「利子補助分」として収益に計上することとなります。

なお、収益を計上する際の助成金の不足分については、「未収金」等として計上しておき、後日、不足分の助成金の交付を受けた事業年度において、「未収金」等を「現預金」（交付を受けた助成金）に振り替えることとなります。

税務上の取扱いについても、会計と同じです。

VII. 問合せ先

VII-1 特別利子補給制度の問合せ先を教えてください。

特別利子補給制度に関してご不明な点は、以下にお問合せください。

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局
0570-060515（受付時間：平日9時～17時）